

他人間の民事訴訟に対する第三者の関わりにおける 正当化事由と民事訴訟の役割

—Maintenance/champertyに関するイングランド判例の現代的展開から—(2・完)

高橋 脩 一

目次

- I. はじめに
- II. 法理の概要と歴史的経緯
- III. 現代における具体的適用場面とそこでの考慮要素
 - A. 弁護士費用の成功報酬制度 (contingency fee)
 - B. 「訴訟する権利」の譲渡 (assignment of “a bare right to litigate”)
 - (以上, 第139号)
 - C. 第三者による訴訟資金提供 (third party funding : TPF)
- IV. 考察: 正当化事由としての「正義へのアクセス」とその意味
- V. 今後の課題
- VI. おわりに (以上, 本号)

III. 現代における具体的適用場面とそこでの考慮要素

C. 第三者による訴訟資金提供 (third party funding : TPF)

イングランドにおける第三者による訴訟資金提供 (TPF) については、すでに我が国でも多くの紹介がなされている¹。本節では maintenance/

1 たとえば, 我妻学「第三者による訴訟費用の提供—オーストラリア, イギリスにおける近時の議論を中心として—」東北学院法学第71号532頁 (2011年)。

champerty 法理との関係において、TPF を正当化する事由として一体どのような要素が考えられているのか、近年のリーディング・ケースを中心に分析する。やはりここでも、正当化事由として「正義へのアクセス」という要素が考慮されていることが浮かび上がってくる。

1. 第三者による訴訟資金提供とその問題点

近年、第三者による訴訟資金提供は、コモン・ロー諸国を中心に、広くはアジアでも盛んになっている²。その基本的な枠組みは、訴訟の当事者（主には原告）に対し³、その者が勝訴した場合には相手方から回収した額（損害賠償など）の一定の割合を受け取るけれども、敗訴した場合には何も受け取らないという約束の下で、訴訟費用に関する金銭的支援を行うものである。資金提供の仕方や利益の配分などについては、訴訟当事者と資金提供者との間の契約によるためさまざまとなる⁴。

前号で見たように、maintenance は何らの利害関係も有していない他人間の紛争に支援を与えることであり、そこに訴訟の成果の分割という要素が加わったものが champerty とされてきた⁵。こうした定義からは、上記の資金提供枠組みがこれらに該当することは明らかであろう。実際にこうした資金提供は maintenance/champerty に該当するとして、伝統的に違

2 たとえば、緑川芳江「アジアに進出を始めた Third Party Funding～訴訟・仲裁費用を投資でカバーする時代～」国際商事法務 Vol. 43, No. 7, 966-972頁（2015年）。

3 主に原告側の当事者に対する支援を中心に発展してきたが、今後は被告側に対してもこのようなスキームが展開されていく可能性も指摘されている。See Jonathan T. Molot, *The Feasibility of Litigation Markets*, 89 Ind. L.J. 171 at 191-192 (2014)。

4 See, e.g., Maya Steinitz, *The Litigation Finance Contract*, 54 Wm. & Mary L. Rev. 455 at 461 (2012)。

5 高橋脩一「他人間の民事訴訟に対する第三者の関わりにおける正当化事由と民事訴訟の役割—Maintenance/champerty に関するイングランド判例の現代的展開から—(1)」専修法学論集第139号25頁、48-49頁（2020年）参照。

法とされてきた⁶。

2. 原則と例外の逆転

しかしながら、イングランドにおいても近年、第三者が訴訟資金を提供するという枠組みそれだけでは、maintenance/champerty に該当するとは考えられなくなっている。現在の法の状況について、判例は次のようにまとめている⁷：

・訴訟の成果を分割するという合意の見返りとして訴訟サービスを提供したという事実だけでは、その合意を執行不能と判断するのに十分ではない。

・Maintenance/champerty を根拠として合意の違法性を判断する場合、問題となるのは、当該合意が公共の正義を害するおそれを有するかどうかである。この問題については、個別具体的な合意の性格や周辺事情に注意を向ける必要がある。

・現代の判例は、柔軟なアプローチを示してきた。裁判所は、訴訟成果の分割を見返りとして訴訟への支援を提供する合意であっても、それを執行不能とは次第に判示しなくなっている。

・Champerty に関するルールは、それが現在も生き残っている範囲では、もっぱらこの法域における訴訟プロセスの完全性を保護するものである。

上記のまとめからわかるように、第三者による訴訟資金提供に関しても、原則としてそれは許容され、例外的な場合にのみ執行不能と判断されうる⁸。

6 See Sir Rupert Jackson, *Review of Civil Litigation Costs: Preliminary Report Vol.1* at 160 (2009); Nick Rowles-Davies, *Third Party Litigation Funding* at para 2.02 (2014).

7 *London & Regional (St George's Court) Ltd v Ministry of Defence* [2008] EWCH 526 at para 103 (TCC) (citing *Mansell v Robinson* [2007] EWHC 101 (QB) (*per Underhill J*)). これは必ずしも第三者による訴訟資金提供に関する法としてまとめられたものではないが、しばしば同枠組みに関する法のまとめとして引用される。See Jackson, *supra* note 6, at 160.

8 現在においても執行不能とされうる場合について、訴訟費用ファンドが資金提供する訴訟に対して強いコントロールや影響力を及ぼす場合や、訴訟成果の分け前に関して訴訟費用ファンドの取り分があまりにも多い場合などが指摘される。Rowles

つまり、第三者による訴訟資金提供については、原則と例外がいわば逆転したといえる。

では、こうした原則と例外が転換した背景には、一体どのような裁判所の考えがあったのだろうか。ここでは、第三者による訴訟資金提供に関する2002年のHamilton判決と2005年のArkin判決という、2つの控訴院判決を取り上げる⁹。この2つの判決は、その後の判決でもしばしば引用される判決となっており¹⁰、その後の法発展にも影響を与える判決となっている¹¹。

これらの事案の争点は、支援した当事者が敗訴した場合に、勝訴した相手方当事者の訴訟費用の負担を、訴訟資金を提供した第三者に対して命令することが可能であるかであった。先に述べたように、イングランドでは弁護士費用を含む訴訟費用の敗訴者負担制度が採られている¹²。しかしながら、たとえ勝訴して相手方から訴訟費用を回収する権利を得たとしても、敗訴した相手方に資力がなければ回収することはできない。特に第三者から訴訟資金の提供を受けて訴訟を行った当事者は、資力が十分でないために資金提供を受けたという場合も多いであろう。

-Davies, *supra* note 6, at para 2.131; *Stocznia Gdanska SA v Latreefers Inc* [2000] CPLR 65 at para 61 (*per* Morritt LJ); *Stocznia Gdanska SA v Latvian Shipping Co* [1999] CLC 1451 at 1455-56 (*per* Toulson J); *Davey v Money* [2019] EWHC 997 at para 76 (Ch) (*per* Snowden J) (「champerty 法理に対する現代のアプローチは、訴訟の遂行に関する訴外の者との合意が司法過程を蝕み害する恐れがあるかを問題とするものである。その文脈において決定的な問題は、訴外の者が、たとえば証拠を抑圧したり、証人に影響を与えたり、不適切な和解を得たりするような方法で、訴訟手続に過剰なコントロールや影響を及ぼしうるか否かである」)。

9 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 (CA). *Arkin v Borchard Lines Ltd (Nos 2 and 3)* [2005] EWCA Civ 655 (CA); [2005] 1 WLR 3055.

10 E.g., *Tinseltone Ltd v Roberts* [2012] EWHC 2628 (TCC).

11 See *infra* note 322-341.

12 高橋、前掲註5、54-55頁参照。

そこで問題となったのが、敗訴した当事者ではなく、その者を（資金的に）支援した第三者に訴訟費用の支払を求める事の可否であった。Senior Courts Act 1981の51(3)節は、裁判所に対し、誰にどの程度の訴訟費用の支払いを命じるのかを決定する裁量を付与している¹³。訴訟は通常、当事者が自らの利益のために自らの費用で行うものであるから、当事者ではない訴外の者（non-parties）に対する費用負担命令は例外的である¹⁴。しかし判例は、訴外の者に対する費用負担命令も認めてきた¹⁵。

訴外の第三者に対し費用負担命令を出すか否かは、究極的には裁量の問題であり、個別具体的な事案における事情をすべて加味した上で、それが正義（just）といえるかどうかによって判断される¹⁶。つまり、以下で見る2つの事案では、第三者から訴訟資金の提供を受けた当事者がその訴訟で敗訴した場合に、その当事者に訴訟資金を提供した訴外の第三者に対して費用負担命令を出すことが「正義」といえるのかが問題になったのである。ここでは、訴訟費用を巡る「責任」から、他人間の民事訴訟に対する第三者の関わりに関する認識を探る。

3. 「正義へのアクセス」による許容

ここで取り上げる2つの判決においても、第三者による訴訟資金提供は、それが許容されることを前提に議論が展開されている。第三者による訴訟

13 *Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc* [2016] EWCA Civ 1144 at para 1 (per Tomlinson LJ) ; *Flatman v Germany* [2013] EWCA Civ 278 at para 24 (per Levenson LJ).

14 *Dymocks Franchise Systems (NSW) Pty Ltd v Todd* [2004] UKPC 39 at para 25 (PC) (per Lord Brown).

15 *Aiden Shipping Co Ltd v Interbulk Ltd, The Vimeira* [1986] AC 965 ; [1986] 2 All ER 409 (per Lord Goff).

16 [2004] UKPC 39 at para 25 (PC) (per Lord Brown) ; *Davey v Money* [2019] EWHC 997 at para 79 (Ch) (per Snowden J).

資金提供という枠組み自体が maintenance/champerty に該当するかどうかという点は、もはや論じられてすらいない。それが許容されることを前提とした上で、上述の第三者に対する訴訟費用負担命令の可否が論じられた。そして裁判所は、第三者による訴訟資金提供という枠組みが「正義へのアクセス」を促進するとの理解から、その可否に関する判断を行ったのであった。

(i) 純粹資金提供者による資金提供の場合：Hamilton 判決

(a) 事案

本件はもともと、資力の乏しい国会議員である原告が、極めて裕福で有名なビジネスマンである被告に対し、名誉毀損 (libel) に関する訴訟を提起した事案であった。当該訴訟において原告は、多くの寄付者によって拠出された基金 (以下、本件ファンド) から訴訟費用を得て訴訟を行った¹⁷。

しかしながら原告は、上記名誉毀損に関する訴訟で敗訴し、被告側の訴訟費用の支払いを命じられた。原告は当該支払いをしないまま、120万ポンド近い未払い金を残して破産に至った。本件は、被告が、原告の訴訟を支援した本件ファンドの寄付者個人に対し、未払い分の訴訟費用の支払いを求めて行った手続に関するものである¹⁸。

本件ファンドへの資金提供は、上記名誉毀損訴訟で原告が勝訴した場合には提供した資金は還付されるけれども、敗訴した場合には還付されないという理解のもとでなされていた¹⁹。本件ファンドには484の寄付者がいたが、被告はそのうちの大口の寄付者18人に対し、当時の1981年最高法院法 (Supreme Court Act 1981) 51節に基づく訴訟費用の支払いを申し立てた。そのうちの何人かは、すでに被告側と20万ポンド近い額を支払うこと

17 [2002] EWCA Civ 665 at para 3.

18 [2002] EWCA Civ 665 at para 3.

19 [2002] EWCA Civ 665 at para 6.

で和解していた。残る9名が、自らの責任について争ったのが本件である²⁰。

第一審は、被告の申立てを棄却するとの判断を下した²¹。担当した Morland 裁判官は、本件が「純粋な資金提供者 (pure funder)」によって資金提供がなされていたことを指摘した²²。本件ファンドへの資金提供は、原告が陥っていた苦境への同情や保守党への親近感からくる慈善行為であった²³。資金提供者は、寄付の使い方についてのコントロールも、訴訟の運営にも関与しておらず、ただ支援した当事者が勝訴して寄付が戻ってくることを望む存在だったというのである²⁴。Morland 裁判官は、こうした「純粋な」資金提供者については一般的に、資金提供を受けていない勝訴当事者の訴訟費用に対する法律上の責任を免れると判示した²⁵。

(b) Hamilton 控訴院判決の問題設定とそこでの判断

控訴審を担当した3人の裁判官 (Simon Brown 裁判官・Chadwick 裁判官・Hale 裁判官) は、上訴を棄却する判断を下した。3裁判官ともに結論としては、本件で訴訟資金提供者に対し、勝訴当事者の訴訟費用負担を命ずることを拒否したのである。

3裁判官は本件の争点を、「訴訟費用の敗訴者負担原則」と「正義へのアクセス」という2つの競合する公共的利益につきどちらを優先すべきか、であると位置づけた。3裁判官の間には若干のトーンの違いが見られるけれども²⁶、本件の文脈においては共通して「正義へのアクセス」を重視す

20 [2002] EWCA Civ 665 at para 3.

21 [2002] EWCA Civ 665 at para 3.

22 [2002] EWCA Civ 665 at para 6.

23 [2002] EWCA Civ 665 at para 6.

24 [2002] EWCA Civ 665 at para 6.

25 [2002] EWCA Civ 665 at para 6.

26 3人の中でも Hale 裁判官は、本件で後者を優先するのに最も躊躇を示していたといえる。See *infra* note 36.

る姿勢が示されたのであった。

(1) Simon Brown 裁判官の見解

Simon Brown 裁判官は、前記2つの公共的利益について、「正義へのアクセス」が優先するとの価値判断を行った：

「先例は必ずしも本件上訴のこうした結果を明確に指示するものではないけれども、それは明らかに被上訴人側の主張を支持するものであり、資金提供を受けていない当事者がその費用を回収する権能は、そもそも紛争を法廷で争うために裁判所にアクセス (access to the courts to litigate the dispute) する資金提供を受ける当事者の権利に譲らなければならないと、私は結論付けるものである²⁷。」

ただし、Simon Brown 裁判官も、こうした価値判断がなされるのは、資金提供者の本質的な動機が、その者が真正と考える事件につき、当事者が訴訟することを可能にするときに限られるとの限定を付している²⁸。ただ、こうした限定は、親類の場合などに限られるべきではなく、真正な訴訟が不戦敗で終わってしまわぬよう寄付を行ういかなる者にも拡張されるべきだとも判示した²⁹。

(2) Chadwick 裁判官の見解

Chadwick 裁判官も本件について、「敗訴者負担制度」と「正義へのアクセス」の間の緊張関係に関する問題と位置づけ、後者を優先すべきとした³⁰。その中で同裁判官は、「裁判所へのアクセス (access to the courts)」と「法律専門家へのアクセス」とを区別した議論を展開する：

27 [2002] EWCA Civ 665 at para 45.

28 [2002] EWCA Civ 665 at para 47.

29 [2002] EWCA Civ 665 at para 47.

30 [2002] EWCA Civ 665 at para 63.

「裁判所へのアクセスと、法的代理という利益を伴った効果的なアクセスというものは別のものである。自らが代理することを選択した者（または状況によってそうせざるを得なかった者）は、完全で公正な聴聞を受けることができないというわけではない。代理されていない原告によって提起された事案を支持するにあたり、適切になされうるいかなる論点についても、それが認識され検討されることを、できうる限り確保する必要があることは広く認識されている。裁判官はその要請に応えるよう良心的であるべきだし、ほとんどいつもそうである。しかし、複雑な訴訟手続において、代理されていない原告が、スキルがあり経験もある代理人に対し、何らの不利な立場にはないと言い張っても無駄であろう。不利な立場にあるという認識があまりにも大きい場合もあり、その場合には代理されていない原告は、自らの請求に関する訴訟を提起すること自体を完全に抑止されてしまう³¹⁾。」

Chadwick 裁判官によれば、「正義へのアクセス」は、単に当事者に対して完全なる手続の機会を与えれば良いというものではない。現代の複雑な訴訟手続において、本人訴訟の当事者が弁護士と対峙する場合、当然不利な立場に立たされる。不利益があまりにも大きいと考えられる場合には、代理人が得られない原告は、仮に自らに請求権があったとしても、そもそも訴訟を提起すること自体を妨げられてしまう。Chadwick 裁判官は、イングランドの訴訟手続の現実を直視した上で、実質的な「正義へのアクセス」の必要性を指摘したのである。

こうした考えから、Chadwick 裁判官は「武器対等 (equality of arms)」の必要性を説く：「民事訴訟において『武器対等』を促進する必要性は、それが実際的な場合には、真正な請求の追求に関して裁判所へのアクセスを付与する必要性に不可欠に付随するものと見なされてしかるべき」という³²⁾。しかし、一方の訴訟当事者を相手方と対等な立ち位置 (equal footing) に立たせるために支援した者に訴訟費用の支払いを命令することが常態化してしまえば、こうした支援自体がなくなってしまうかねない³³⁾。

31 [2002] EWCA Civ 665 at para 65.

32 [2002] EWCA Civ 665 at para 65.

33 [2002] EWCA Civ 665 at para 66.

そのため、本件のような支払い命令は否定されるべきとしたのである。

また Chadwick 裁判官は、プロボノや「条件付き成功報酬」ベースで代理する弁護士が、相手方訴訟費用の支払命令から保護されている点からも、同様に資金提供者に対する支払い命令は否定されるべきとした。こうした支払い命令からの保護は、それにより、法律扶助といった公的な資金による法的サービスを得ることができなかった者の「正義へのアクセス (access to justice)」を促進し、それは公的利益につながると考えられているからだと説明する³⁴。

そして、資金を提供することで原告を支援する者は、プロボノや「条件付き成功報酬」ベースで代理を行う弁護士と本質的に等価であるとして、寄付の場合も「正義へのアクセス」を正当化事由として認めるべきとしたのであった：

「私としては、正義へのアクセスの促進という文脈において、プロボノや条件付き成功報酬合意で役務を提供する弁護士、勝たなければ報酬無し (no-win-no-fee) という条件で役務を提供する (会計士や鑑定人 (valuer), 医者といった) 専門家、そして現物で提供できるような技能を有さず、そのような技能を有する者の報酬をまかなうために資金提供という形で支援を行う支援者の間に、原理において何らの違いも見いだすことはできない。それぞれの場合においてそうした支援の提供は、それが現物であれ現金であれ、資金のない原告が被告と同じ土俵で (on an equal footing) 対峙することを可能にすることにより、正義へのアクセスを促進するものである³⁵。」

(3) Hale 裁判官の見解

Hale 裁判官も、上記 2 人の結論に同意している。しかし、それは他の 2 人に比べると、やや消極的なものであった³⁶。Hale 裁判官は、労働組合

34 [2002] EWCA Civ 665 at para 67.

35 [2002] EWCA Civ 665 at para 70.

36 [2002] EWCA Civ 665 at para 73 (「私は渋々ながら (reluctantly) 賛同することにした」と述べている)。

や責任保険者が、支援対象者が敗訴したときに相手方訴訟費用の支払いを行っていることを指摘し、「純粋な」資金提供にはそのような命令が課されないことに抵抗感を示した³⁷。純粹訴訟資金提供者は、何に対して寄付を行うか、より差別的に判断しうる。もしも純粹訴訟資金提供者に訴訟費用負担命令を出せないとなれば、さらなる費用負担のリスクなしに、根拠のない訴訟を支援することを許してしまうかもしれない³⁸。さらには、先例についても、残りの2人の裁判官が言うほどには、本件の結論が当然に導かれるわけでもない指摘した³⁹。

けれども Hale 裁判官も、法の支配における「裁判所へのアクセス (access to the courts)」の重要性から、自発的な資金提供者に対する相手方訴訟費用の支払い命令は否定せざるを得ないとの結論に至った⁴⁰。これまでの法の展開からは、「裁判所へのアクセス」のために資金提供することを公共的利益と認める流れがあるとは必ずしも明確には言えないけれども、「裁判所へのアクセスは、民主的社会における法の支配の基本的側面であり、ヨーロッパ人権条約6条1項によってすべての人に保障されている⁴¹。」そのため「裁判所費用を支払うことができない人に対しても、それは否定されるべきではない」と指摘した⁴²。

Hale 裁判官は、裁判所は常に手続的・実体的正義の実現を目的としているが、必ずしも「裁判所へのアクセス (access to the courts)」と「正義へのアクセス (access to justice)」は同義語ではないと述べている⁴³。その上で、同裁判官も Chadwick 裁判官と同様、現代の訴訟における弁護

37 [2002] EWCA Civ 665 at para 75.

38 [2002] EWCA Civ 665 at para 76.

39 [2002] EWCA Civ 665 at paras 78-80.

40 [2002] EWCA Civ 665 at para 87.

41 [2002] EWCA Civ 665 at para 81.

42 [2002] EWCA Civ 665 at para 81.

43 [2002] EWCA Civ 665 at para 81.

士の必要性を指摘した。イングランドの訴訟システムは弁護士の利用に大きく依存する当事者対抗主義的なシステムとなっており、裁判所がどんなに本人訴訟の当事者に好意的に振る舞おうとも、そうした当事者に不利があることは認めざるを得ない。またそれは同時に、裁判所にとっても不利益である⁴⁴。このように Hale 裁判官も、より実質的な「裁判所へのアクセス」の必要性を認識していた。

それを前提に Hale 裁判官は、「弁護士へのアクセス」を確保する手段の変遷という視点から、第三者による資金提供を促進する必要性を認めた：

「この問題 [弁護士を得ることができない場合の不利益] に対する回答は、合理的な事案を有するけれども、訴訟を提起したり防御したりすることを助ける弁護士を得ることができない人には、公的に資金提供 (public funding) することだと、かつては考えられていた。しかし、議会はもはやそうした考えを持ってはいない。公的資金提供を受けられる基準は厳しく制限されてきたし、その範囲も同様であった。こうしたギャップは、主に条件付き成功報酬合意といった、以前は認められなかった手法や、訴訟費用保険といった以前は余り知られていなかったような他の手法の使用を促進することで埋められてきたのである。当該訴訟の結果に直接の利害を持たない者から、私的にまたは自発的に資金提供を受けることも、現在ではこうした状況の一部と見なされてしかるべきであろう。裁判所へのアクセスを確保する手段としてそういった他の手段を促進することが現在の法政策であるならば、資金提供者は、より多くを支払わねばならない恐れにより、資金提供を妨げられるべきではない。相手方訴訟費用の支払命令のリスクにより、そうした資金提供が大いに難しくなってしまうのではないかと、私としても考えよう⁴⁵。」

当事者訴訟の不利益という問題については、かつては公的な法律扶助がそれに対する解決策だと考えられてきた。けれども、議会が公的法律扶助を削減する中で、その代わりとして、条件付き成功報酬や訴訟費用保険など、かつては見られなかった新たな資金調達方法が許容されてきた、というのが Hale 裁判官の認識であった。こうした認識を前提に Hale 裁判官も、

44 [2002] EWCA Civ 665 at para 82.

45 [2002] EWCA Civ 665 at para 83.

「裁判所へのアクセス」を確保するための新たな手法を促進するという法政策の観点から、本件の支払い命令を否定せざるを得ないとの価値判断に至ったのである⁴⁶。

(ii) 商業的資金提供者 (professional funder) による資金提供の場合：

Arkin 判決

Hamilton 判決における訴訟資金提供者は純粹資金提供者 (pure founder) と呼ばれていたように、被提供者に対する政治的な連帯感などから資金提供を行っていた。しかし、先に述べたように、近年盛んになっているのは営利的な目的で第三者が他者の訴訟に資金提供するものである。そこで問題となったのが、そうした営利的な目的で訴訟資金提供をする第三者に対しては、支援した当事者が敗訴した場合の相手方訴訟費用の支払いを求めることができるか否かであった。この問題を扱った Arkin 判決も、「訴訟費用の敗訴者負担制度」と「正義へのアクセス」のバランスの中で、その負担命令の可否を検討した。

(a) 事案の概要

本件はもともと、ローマ条約に反する反競争行為により自らの船ビジネスが損害を被ったとして、原告が被告に対し損害賠償を求めた事案であった。原告は十分な資力を有していなかったが、法律扶助を得ることはできなかった。そのため、一方で弁護士と「条件付き成功報酬合意」を結び、他方で訴訟費用ファンドである MPC による資金提供を受けた⁴⁷。

46 [2002] EWCA Civ 665 at para 87. ただし Hale 裁判官は、その訴訟が悪意のあるものであったり、他の「隠れた動機 (ulterior motive)」のために遂行されるものであったりする場合には、例外として、純粹資金提供者に対しても敗訴者費用負担命令を出さなければ不公正であると述べている。[2002] EWCA Civ 665 at para 86.

47 *Arkin v Borchard Lines Ltd (Nos 2 and 3)* [2005] EWCA Civ 655 (CA); [2005] 1 WLR 3055 at para 1.

MPC は、法律扶助を得られないような当事者に対し、訴訟に関する資金を提供するビジネスを展開している営利目的の訴訟費用ファンドである⁴⁸。支援した当事者が勝訴した場合にはその当事者が受け取る賠償額の一定割合を得る代わりに、その当事者が敗訴した場合には何も回収しないといった方式で訴訟当事者を支援していた。

本件原告は MPC から130万ポンドの資金提供を受けており、賠償を得た場合には500万ポンドまでは賠償額の25%を、それ以降は23%を、MPC に対して支払うことになっていた。また MPC は、原告が勝訴して被告から訴訟費用を得る場合には、それについても得ることになっていた⁴⁹。

原告は上記損害賠償請求訴訟で敗訴、そのため支出した訴訟費用を相手方から回収することができなくなったばかりでなく、相手方の訴訟費用をも負担する責任を負うことになった。被告側が、自らにかかった訴訟費用である600万ポンドを、MPC が払うべきと主張したのが本件である⁵⁰。

第一審は被告の請求を棄却⁵¹。これに対し控訴院の Phillips 記録長官(全員同意判決)は、MPC に対し、被告の防御費用のうち130万ポンドの支払いを命じる判決を下した。

48 [2005] EWCA Civ655 at para 12.

49 [2005] EWCA Civ655 at para 13. さらに、当事者と MPC の間の契約では、当事者が訴訟手続に関する決定を行うとされる一方で、和解をする場合には MPC の同意が必要とされていた。また、原告と MPC の間で手続に関する争いが起きた場合には、原告の主任弁護士の決定が優先されることになっていた。ただし、本件で MPC は、訴訟手続に関する決定には参加しておらず、訴訟に関する情報には通じていたけれども、訴訟をコントロールしようとしてはいなかったとされた。

[2005] EWCA Civ 655 at para 14.

50 [2005] EWCA Civ 655 at paras 1-2.

51 [2005] EWCA Civ 655 at para 2 (citing *Arkin v Borchard Lines Ltd (No 2)* [2004] 1 Lloyd's Rep 88).

(b) 前提としての第三者による訴訟資金提供の許容性

Arkin 判決も、上述した原告当事者と MPC との間の合意について、champerty には該当しないことを前提に議論を行っている。Phillips 記録長官は、champerty となるような公序良俗に反する資金提供合意については、支援した当事者が敗訴した場合、資金提供者は制限なく相手方当事者の訴訟費用に責任を負う可能性があると言及している⁵²。けれども、特段の理由を述べることもなく、本件がそうした場合には該当しないことを前提とした議論を以降展開した。

(c) 「訴訟費用の敗訴者負担制度」と「正義へのアクセス」の調和

政治的な連帯感などから寄付を行った訴訟資金提供者が問題となっていた Hamilton 判決とは異なり、本件は営利目的として訴訟資金を提供した者が問題となっていた。そのため本件では、「訴訟費用の敗訴者負担制度」と「正義へのアクセス」の2者択一ではなく、両要素のバランスの必要性が指摘された⁵³。その中で Phillips 記録長官が打ち立てたのが、後に“Arkin cap”と呼ばれる法理であった⁵⁴。

Phillips 記録長官はまず、原告の訴訟費用の一部を提供した営利的訴訟費用提供者は、相手方当事者の訴訟費用に責任を有すると判断した。同記録長官はここで、訴訟費用の敗訴者負担制度の意義を指摘する。相手方に対して不合理に訴訟費用の負担をもたらした者は、正義の問題として、その相手方が被った費用を補償しなければならない⁵⁵。営利的資金提供者から費用を回収できなければ、勝訴した当事者は何らの費用も回収できない

52 [2005] EWCA Civ 655 at para 40.

53 [2005] EWCA Civ 655 at para 38.

54 *Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc* [2016] EWCA Civ 1144 at para 41 (per Tomlinson LJ).

55 [2005] EWCA Civ 655 at paras 23–24.

立場に置かれてしまう⁵⁶。

しかし Phillips 記録長官はその一方で、当事者の「正義へのアクセス」の重要性も指摘した。もしも、支援した当事者が敗訴した場合に過大な相手方訴訟費用の負担を課されることになれば、営利的訴訟資金提供者はそれを恐れて資金提供をしなくなり、結局そうした資金が必要な人々の「正義へのアクセス」を否定してしまうことにもなりかねない⁵⁷。

こうした視点から Phillips 記録長官は、敗訴者負担制度の趣旨を生かしつつ、営利的な資金提供をビジネスとして成り立たせるものとして、営利的訴訟資金提供者は提供した資金の範囲内でのみ、相手方訴訟費用負担の責任を負うという法理を提示したのであった⁵⁸。

4. その後の展開

その後の判例は、上記2つの判決を前提として議論を展開している。第三者による訴訟資金提供は現代の訴訟の特徴であるとの前提の上で、それを①純粹訴訟資金提供者 (pure funder) と②営利的訴訟資金提供者 (commercial funder) という2つの形態に分類して、それぞれについて異なる扱いをしている⁵⁹。

56 [2005] EWCA Civ 655 at para 38.

57 [2005] EWCA Civ 655 at para 39.

58 Phillips 記録長官は、上述のような方法で資金提供者の責任を限定することには、実際のなメリットがあるとも主張する。提供した資金の範囲内に資金提供者の責任が限定されることで、当事者が訴訟の結果に利害を持つ第一義的な当事者であり続けることになり、当事者自身が訴訟手続をコントロールし続けることを確保できる。[2005] EWCA Civ 655 at para 40. また、資金提供者は費用負担の範囲を合理的な範囲に限定しようとして、提供する資金にキャップをかけるようになる。そうなれば、訴訟にかかる費用を当該訴訟に釣り合ったものにとどめるという効果も得られる。さらには、資金提供者は支援を求められている事案につき、そういった支援が正当化されるか、より慎重に判断するようになる。こういった効果は、公共的利益になると Phillips 記録長官は述べている。[2005] EWCA Civ 655 at para 42.

①純粋訴訟資金提供者の場合については、上記 Hamilton 判決が現在も先例とされ⁶⁰、一般的にそれに対する訴訟費用負担命令は出されない⁶¹。訴訟資金の提供を受ける当事者の「正義へのアクセス」という公共的利益と、訴訟費用の敗訴者負担制度の背後にある公共的利益の比較において、前者が優越すると考えられているためである⁶²。

一方で、②商業的訴訟資金提供者の場合には、「正義へのアクセス」の価値を過大に評価することに否定的な見解が示されるようになっている。「正義へのアクセスの促進は、商業的訴訟費用の提供に付随する副産物 (incidental by-product) ではあるけれども、それは商業的訴訟資金提供者の主要な動機ではない。商業的訴訟資金提供者は、投資に対する見返りを求める投資家にすぎない」とされ⁶³、「正義へのアクセス」を促進する必要性に動機づけられて資金提供がなされているわけではない点が強調されるようになっている⁶⁴。

こうした視点から現在の判例は、“Arkin cap”の背後にあった「正義へのアクセス」と「訴訟費用の敗訴者負担制度」の間のバランスにおいて、より敗訴者負担制度を重視する方向へと進みつつあるようにも見える。実質的に訴訟をコントロールしそこから利益を得る資金提供者は、實際上「真の当事者 (“the real party”）」であって、支援した当事者が敗訴した場合、相手方勝訴当事者の訴訟費用を負担することが求められるとも言われ

59 *Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc* [2016] EWCA Civ 1144 at para 1 (*per* Tomlinson LJ).

60 *Dymocks Franchise Systems (NSW) Pty Ltd v Todd* [2004] UKPC 39 at para 25 (PC) (*per* Lord Brown).

61 [2016] EWCA Civ 1144 at para 1 (*per* Tomlinson LJ).

62 [2004] UKPC 39 at para 25; [2016] EWCA Civ 1144 at para 1; *Davey v Money* [2019] EWHC 997 at para 80 (Ch) (*per* Snowden J).

63 [2016] EWCA Civ 1144 at para 1.

64 [2016] EWCA Civ 1144 at para 28 (*per* Tomlinson LJ).

る⁶⁵。

こうした観点はさらに進み、“Arkin cap”自体に対する批判もなされるようになってきている⁶⁶。同法理は、商業的資金提供者に対して寛容に過ぎ、資金提供した当事者が敗訴した場合には、相手方当事者の訴訟費用に対する完全なる費用負担を課すべきだということである⁶⁷。たとえば、Jackson 裁判官はその報告書の中で、相手方当事者の訴訟費用に対する完全なる責任を商業的訴訟資金提供者に課しても、資金提供を阻害し正義へのアクセスを妨げるとの証拠はないとし、訴訟資金提供者は相手方当事者の訴訟費用に対する完全なる責任を織り込んだビジネスモデルを構築することも可能であるとして、“Arkin cap”の廃止を提案した⁶⁸。

Jackson 裁判官の提案に対し、2019年現在、立法や規則改正は行われていない⁶⁹。現状としては、“Arkin cap”は受け入れられた法理となっている⁷⁰。それでも、“Arkin cap”の適用範囲を限定しようとする動きが見られる。商業的訴訟資金提供者が関係する場合に、事案の如何やそれが引き起こす不正義にかかわらず、同法理は自動的に適用されるものではないとして⁷¹、その適用を認めず、勝訴した相手方当事者の訴訟費用のすべてに関し、資金提供者に負担命令を出す判決も下されるようになってきている⁷²。

ただ、こうした判例においても、当事者の「正義へのアクセス」は、民事訴訟に対する第三者の関与を正当化する要素として考慮されている点に

65 [2004] UKPC 39 at para 25.

66 [2019] EWHC 997 at para 66 (Ch) (*per* Snowden J).

67 [2016] EWCA Civ 1144 at para 41 (*per* Tomlinson LJ).

68 See Sir Rupert Jackson, *Review of Civil Litigation Costs: Final Report* at 123 (2009).

69 [2019] EWHC 997 at para 63 (Ch) (*per* Snowden J).

70 [2016] EWCA Civ 1144 at para 39 (*per* Tomlinson LJ); [2019] EWHC 997 at para 63.

71 [2019] EWHC 997 at para 89 (Ch) (*per* Snowden J).

72 *Davey v Money* [2019] EWHC 997 (Ch) (*per* Snowden J).

は注意が必要である。「商業的訴訟資金提供者に Arkin cap が適用されない可能性」を示す場合であっても、「正義へのアクセスや他の公共的利益に反するものではない」との前提の上で判断がなされており、「正義へのアクセス」への影響が考慮されている⁷³。

また、投資目的の商業的訴訟資金提供であっても、それ自体は champerty に該当するとは考えられていない点も見逃すことはできない。「(第三者による) 訴訟費用の提供は、公共的利益を有すると認識された、司法によっても認められた活動である」とされ⁷⁴、その許容性は揺らいでいない。商業的訴訟資金提供者に相手方勝訴当事者の訴訟費用の負担を課すのは、あくまでも資金提供を受けていない勝訴当事者が費用を回収し、自らの権利擁護の費用を被らないようにすることを優先するためである。さもなければ、訴訟資金の提供を受けていない被告が、訴訟の勝敗にかかわらず自らの訴訟費用を被ることになり、それはその被告の「正義へのアクセス」を否定することになるとも指摘されている⁷⁵。つまり、こうした“Arkin cap”に対する批判もまた、当事者の「正義へのアクセス」という考慮によるものということができる。

IV. 考察：正当化事由としての「正義へのアクセス」とその意味

本節では、以上の判例における maintenance/champerty 法理の展開から、他人間の法的紛争に第三者が関与することを正当化する事由として、イングランドではどのような要素が考えられてきたのか、そしてその背後にある民事訴訟に対する考え方の変化について考察する。

73 [2019] EWHC 997 at para 110 (Ch) (*per* Snowden J).

74 [2016] EWCA Civ 1144 at para 31 (*per* Tomlinson LJ).

75 [2019] EWHC 997 at para 80 (Ch) (*per* Snowden J).

A. 民事訴訟の現実を前提とした「法的代理へのアクセス」

上記の判例の分析からは、イングランドで maintenance/champerty 法理が縮減されてきた背景に、「正義へのアクセス」という要素が認識されていたことが見えてきた。現在においても同法理が問題となりうる3つの文脈：①弁護士費用の成功報酬制度，②「訴訟する権利」の譲渡，③第三者による訴訟資金提供においても，共通して「正義へのアクセス」という考慮要素から同法理の縮減が正当化されていた。

この「正義へのアクセス」について，同法理の文脈におけるその意味は，単に「訴える権利がある」といった形式的な「裁判所へのアクセス」ととどまるものではなかった。端的に Hamilton 判決で見られたように，「法的代理へのアクセス」つまりは「弁護士へのアクセス」をも含む概念であった⁷⁶。

このような実質的な「正義へのアクセス」という考え方が採られる背景には，現代の複雑な訴訟システムにおける本人訴訟の不利益があった⁷⁷。たとえ訴える権利があったとしても，本人訴訟でそれを実現することは難しく，弁護士を得ることができなければ実質的にその権利は無いに等しい。そうした現状認識から，訴訟における代理，つまりは弁護士を得ることの必要性が認識されていたのであった⁷⁸。

B. 価値判断としての権利実現の優先

しかし，法的代理を得るためには資金が必要になる。問題はそれをどの

76 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 65 (CA) (*per* Chadwick LJ); [2002] EWCA Civ 665 at para 82 (*per* Hale LJ).

77 [2002] EWCA Civ 665 at para 65; [2002] EWCA Civ 665 at para 82.

78 *Gulf Azov Shipping Co Ltd v Idisi* [2004] EWCA Civ 292 (CA) at para 54 (*per* Lord Phillips MR) (「正義へのアクセスを促進するために，訴訟に関与する者が法的代理の便益を受けられるよう第三者が支援を提供することは望ましいと，現在の公共政策では認識されている」).

ように調達するのなのである⁷⁹。Maintenance/champerty 法理縮減の前提には、権利実現を優先するという価値判断があった。資源に限られる現実の中で、訴訟に関係のない第三者が訴訟の分け前を条件に訴訟費用を支援することを許せば、本来権利を持っている当事者は、その分だけ権利を譲り渡すことになってしまう。しかし、訴訟費用を調達できずそもそも訴えることが出来なければ、たとえ権利を有していても何も得ることはできない。こうしたジレンマ、あるいはトレード・オフの中で、第三者による関与を認めた方が、いわば「ゼロよりもマシ」と考えられるようになったのである。Neuberger 最高裁長官（当時）は2013年に Gray's Inn で行った講演の中で、次のように述べている：

「Loughborough 裁判官の理由付け[maintenance/champerty による公序良俗は、個人が何らのリスクも負わず訴訟を焚きつけることがないようにすることだという考え（筆者註）⁸⁰ は、法制度という名に値する制度を支えている根本的な原理の1つを無視しているように見える。それは、権利は執行されなければならないというものである。さもなければ、それらは真の権利（true rights）とはいえず、単なる特権（privileges）にすぎなくなってしまう。Maintenanceなどを禁止することにより、個人が偽の請求に資金を提供しそれによって嫌がらせであったり根拠のない請求を焚きつけたりするのを止めてきたのは確かであるが、そうした禁止は根拠のある請求を支援することもまた阻んできたのである⁸¹。」

このように、maintenance/champerty 法理が縮減されてきた背景には、限られた資源の中で、根拠のある請求をいかに実現していくかという問題

79 この点が、本稿冒頭で提起した問い（高橋，前掲註5，30-31頁参照）の①である「どのような場面が他人間の民事訴訟に対する介入として想定されるのか」に対する1つの回答になり得ることが推測される。これについては、改めて別稿で詳しく検討できればと考えている。

80 Lord Neuberger, *From Barretery, Maintenance and Champerty to Litigation Funding*, at para 30 (8 May 2013); *Wallis v. Duke of Portland*, 3 Ves. Jun. 495 at 502 (1797) (当該事案については、高橋，前掲註5，37頁脚註48参照)。

81 Neuberger, *supra* note 80, at para 32.

こそが優先されるべき問題であるとの認識への転換があった⁸²。以前は、支援を行う請求が正当な請求であるか否かにかかわらず、訴訟支援を行うことは認められなかった⁸³。1954年の Baker 判決はかつての maintenance/champerty 法理に関し、「コモン・ローは、合法的な関心を有していない他人の訴訟に対し、たとえその訴訟が十分な根拠を有するものであろうとなかろうと、いかなる者の介入も認めていな」かったと述べている⁸⁴。つまり、根拠のある請求を実現することは、訴訟に第三者が関与することを防ぐことに劣後する価値となっていたといえる。しかし、現在の maintenance/champerty 法理縮減の背景には、根拠のある請求 (meritorious claim) は民事訴訟によって実現されるべきだという価値判断が優先されるようになってきたことを指摘できるだろう⁸⁵。

82 *JEB Recoveries LLP v Binstock* [2015] EWHC 1063 (CH) at paras 13 & 17 (Neuberger 最高裁長官の講演について、法の支配を守るのに役立つとして maintenance/champerty 法理は緩和されたという理解を示したものと捉えている)。

83 See A. H. Dennis, *The Law of Maintenance and Champerty*, 6 L.Q.R. 169 at 177-178 (1890) (主に19世紀の判例を検討した結果として、maintenance は、正当 (just) か否かにかかわらず、他人の請求を支援することであったと結論づけている)。

84 *Baker v Jones* [1954] 1 WLR 1005 at 1011 (QBD) (*per* Lynskey J) (強調付加)。

85 *Sibthorpe v Southwark London Borough Council (Law Society intervening)* [2011] EWCA Civ 25 at para 48 (*per* Lord Neuberger MR) (当該事案については、高橋、前掲註 5, 59頁以下参照) (「實際上、本件でソリシタが提供したような費用補償を誰かが提供しない限り、修繕に関して正当な請求を有するがお金のない賃借人は、賃貸人に対して訴訟を提起するリスクを冒すことができなくなるだろう (強調付加)」); *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 65 (*per* Chadwick LJ) (「民事訴訟において『武器対等』を促進する必要性は、それが実際の場合には、真正な請求の追求に関して裁判所へのアクセスを付与する必要性に不可欠に付随するものと見なされてしかるべき (強調付加)」); [2002] EWCA Civ 665 at para 83 (*per* Hale LJ) (「この問題 [弁護士を得ることができない場合の不利益] に対する回答は、合理的な事案 (reasonable case) を有するけれども訴訟を提起したり防御したりすることを助ける弁護士を得ることができない人に公的に資金提供 (public funding) することだと、かつては考えられていた (強調付加)」); *Papera Traders Co Ltd v Hyundai Merchant Marine Co Ltd* [2002] EWHC 2130 at para 43

C. 権利保護手段という民事訴訟の意義：「正義へのアクセス」における「正義」の1つの理想像

こうした価値判断から見えてくるのは、イングランドにおける現代の民事訴訟の理想像である。単に私的な紛争の解決手段と認識されていた民事訴訟は、少なくともその理想として判例は、権利保護手段、特に弱者の権利を保護するという役割を持つと認識するようになってきたのである。

1. 私的価値から公的価値へ：紛争解決手段から権利実現手段へ

上記価値判断の転換からは、民事訴訟の意義に関する認識の転換も見て取ることができる。Maintenance/champerty 法理の歴史的展開からは、旧来民事訴訟は、私的な紛争解決の場として理解されていたということができらるだろう。1794年の Wallis 判決では、「すべての人は、自らの足そして自らの費用で訴訟を提起しなければならない」との理由から、maintenance / champerty 法理は正当化されていた⁸⁶。民事訴訟に対して紛争当事者以外の関与を認めないこうした考えは、民事訴訟の役割を当事者間の紛争解決と捉え、その意義は紛争当事者間に限定されるものと捉えていたといえる⁸⁷。

(Comm) (*per* Cresswell J) (「条件付き成功報酬制度は、弁護・訴訟サービスの費用を工面するだけの資源を有していない者が、それにもかかわらず、本案を有すると思われる請求 (claims which appear to have merit) を支えるそうしたサービスを得ることを保証するために設計されたものである (強調付加)」)。

86 *Wallis v. Duke of Portland*, 3 Ves. Jun. 495 at 502 (1797).

87 民事訴訟の役割が単に紛争を解決することに限定されるのであれば、そもそも訴訟が提起されていない事案は紛争とは認知されず解決を図る必要もないので、裁判所へのアクセスを可能にするという必要性は出てこないであろう。Cf. Dennis, *supra* note 83, at 173 (以前の maintenance の根拠について、「寝る子は起こすな (“letting sleeping dogs lie”)」という考えを指摘している。利害を有する当事者が黙認しようとしているときに、外部者がその寛容さ (forbearance) を意図的に邪魔すべきではないという考え方といえる)。

しかし、上述したように、次第に権利実現という価値が強調されるようになると、その権利を実現する民事訴訟には、当事者間に限定されない公的な価値があると認識されるようになった。判例は、民事訴訟を提起する権利の人権的側面を強調するようになっており⁸⁸、私人が提起する民事訴訟に憲法的価値があると捉えるようになってきている⁸⁹。

また、民事訴訟に公的意義があるとの考えは、弁護士費用の成功報酬制度や第三者による訴訟費用提供を許容したことが、いわば「セカンド・ベスト」の選択と捉えられていた点にも見て取ることができるだろう。Hamilton 判決の Hale 裁判官の意見や⁹⁰、Sibthorpe 判決の Neuberger 記録長官の意見などにも見られたように⁹¹、裁判所が maintenance/champerty 法理を緩和してこれまでは認められてこなかった訴訟資源調達方法を許容するようになったのは、議会が公的な法律扶助を削減する中、いわばその代替え策という側面があった⁹²。つまり、資源の乏しい者が訴訟資源を得る方法の理想は、あくまでも公的な法律扶助と考えられていたのである⁹³。こうした認識からも、判例が示す maintenance/champerty 法理の展開からは、私人の権利を実現する民事訴訟であっても、それは当事者に限定されない公的な意義を有するとの認識を見て取ることができるであろう。

88 *Thai Trading Co v Taylor* [1998] QB 781 at 786 (CA) (*per* Millett LJ) (後述脚註106とその本文参照)。

89 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 81 (*per* Hale LJ) (前記脚註41とその本文参照)；*Sibthorpe v Southwark London Borough Council (Law Society intervening)* [2011] EWCA Civ 25 at para 49 (*per* Lord Neuberger MR) (現代の文明社会における不可欠の要素と指摘している)。

90 [2002] EWCA Civ 665 at para 83.

91 [2011] EWCA Civ 25 at para 49.

92 *JEB Recoveries LLP v Binstock* [2015] EWHC 1063 (Ch) at para 17.

93 See Sir Rupert Jackson, *Review of Civil Litigation Costs: Final Report* at 70 (2009).

2. 「脆弱な当事者」の新たな理解：弱者の権利保護という民事訴訟の役割

さらに、民事訴訟が誰の権利を実現すべきなのかという点についても、新たな理解が示されるようになってきた。それは、maintenance/champerty 法理に関する判例において、民事訴訟における「脆弱な当事者」に関する理解から見て取ることができる。Maintenance/champerty 法理の1つの目的は、「脆弱な当事者」の保護だとされてきた⁹⁴。しかし、この「脆弱な当事者」がどういった当事者なのかについては、新たな見解が示されるようになってきているのである。

旧来「脆弱な当事者」は、訴訟に関して支援を受けた当事者の相手方当事者であり、もっぱら被告側が念頭に置かれていた⁹⁵。Maintenance/champerty の起源は、根拠のない請求を有力者に譲渡し、その有力者が司法システムに影響力を行使して訴訟の成果を分け合うことであった⁹⁶。そこでは有力者による支援を受けた当事者の相手方当事者の保護が問題になっていたと言える。また、判例において指摘されていた、第三者が訴訟を支援することで生じるとされた損害賠償額のつり上げや偽証の教唆といった問題についても⁹⁷、それで被害を受けうるのは訴訟支援された当事者の相手方当事者である。このように、同法理において、旧来保護されるべきとされてきた「脆弱な当事者」は、支援を受けた当事者の相手方である被告側が念頭に置かれていたのである⁹⁸。

94 *Giles v Thompson* [1994] 1 AC 142 (HL) at 164 (*per* Lord Mustill).

95 *Giles v Thompson* [1993] 3 All ER 321 (CA) at 331 (*per* Steyn LJ).

96 [1993] 3 All ER 321 (CA) at 328 (*per* Steyn LJ)；高橋，前掲註5，36-37頁参照。

97 *In re Trepc̃a Mines Ltd (No 2)* [1963] Ch 199 (CA) at 219-20 (*per* Lord Denning MR)；[1993] 3 All ER 321 (CA) at 331 (*per* Steyn LJ)；高橋，前掲註5，50-51頁参照。

98 *R (Factortame Ltd) v Secretary of State for Transport, Local Government and the Regions (No 8)* [2002] EWCA Civ 932 at para 44 (Giles 判決について，問題となっ

しかし、現在においては、「脆弱な当事者」として、自らが有する権利を追求する資源を得るために訴訟の成果を分割せざるを得ない、支援を必要とする原告側が念頭に置かれる場合がある。枢密院における *Masai Aviation Services* 判決で Hale 裁判官は⁹⁹、次のように述べている：

「当該法 [maintenance/champerty] の当初の目的は、裕福で力のある者の助けにより追求される、根拠のない請求 (unmeritorious claims) に抵抗することができないような弱い被告を保護することであった。しかし、後の目的は、訴訟の遂行にあたって支援する見返りに、訴訟の結果のいくらかを分割するよう誘惑される、弱い原告を保護することであった。したがって、法律助言者との成功報酬及び条件付き成功報酬合意とともに禁止されていたのである。しかしながら、弱い被告の保護の必要性が後退していったのとちょうど同じように、法律扶助の導入前においてそのような合意を犯罪と扱うことは、貧しい人々が法的救済を得るのを妨げるのに効果的な手段であったと評価されるに至ったのである¹⁰⁰。」

ている合意が公序良俗に反する傾向を有するか、適切な司法運営、特に「被告の利益の保護」という視点から審査すべきことを示した判決と捉えていた)；*JEB Recov-eries LLP v Binstock* [2015] EWHC 1063 (Ch) at para 18.

99 *Massai Aviation Services Ltd v Attorney General* [2007] UKPC 12 (PC)；[2005] 5 LRC 179. (バハマ政府所有の Nassau 国際空港の利用を巡る合意に関し、Cleare Air Aviation Services Ltd (CAASL) はその違反を主張して、バハマ政府らに対し損害賠償等を求める訴訟を提起した。その後 CAASL は、その事業を新会社である Aerostar Ltd に売却、当該訴訟に関する利益全体を、唯一の株主である Aerostar Ltd に10ドルで譲渡した。Aerostar Ltd は、当該訴訟係属中に、CAASL の株を Executive Flight Support Ltd に120万ドルで売却し、CAASL は社名を *Massai Aviation Services Ltd* に変更した。その後、Aerostar を第2の原告として追加する訴状の修正が行われ、第1の原告 (CAASL) が削除された。第一審は、当該譲渡は無効であるとして請求を棄却。バハマの控訴院も Aerostar の上訴を、譲渡は無効であるとして棄却した。しかし枢密院司法委員会が Hale 裁判官は、本件譲渡は正当な理由なく不当に他者の訴訟に介入したとはいえないとして、譲渡は有効との判断を下した。ただし Hale 裁判官は、株主が会社の請求権の譲渡を受ける場合に、常に真正な商業的利益があるとはいえないとも述べている。極端な例ではあるが、少数の株主が実質的な利益を得る目的で、名目的な額と引き換えに実質的な請求権を買い受けるような場合には、公序良俗となり得る旨示唆している)。

100 [2007] UKPC 12 at para 13 (引用省略)。

先に指摘した「正義へのアクセス」で求められていた当事者間の実質的な対等性という主張に関しても、そこで念頭に置かれていたのは、被害を受けたが訴訟費用を得ることができず訴えることが難しくなっている原告側であった¹⁰¹。Maintenance/champerty 法理に関する近時の議論では、根拠のある請求を有しているけれども訴訟資源に乏しいために支援を受けなければ民事訴訟を提起することができない、(潜在的な)原告の存在が念頭に置かれるようになっているのである¹⁰²。つまり、旧来は弱者を圧迫する手段ともなりかねないと捉えられていた民事訴訟は¹⁰³、現在は権利を侵

101 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at paras 65–66 (CA) (*per* Chadwick LJ) (弁護士に代理されていない原告 (claimant) が被告と対等の立ち位置につき必要性を念頭に議論を展開していた); *Casehub Ltd v Wolf Cola Ltd* [2017] EWHC 1169 at para 28 (Ch) (当該事案については、高橋、前掲註5, 82頁以下参照) (消費者個人の請求権があまりにも小さい場合、個人での訴訟は時間や費用の面で実際上不可能である。本件のような譲渡を認めることで被告が防御に要する費用は各消費者が少額の請求を行うための費用よりも大きなものになるけれども、それは被告と消費者との間にある資源の不平等を埋め合わせる役割を果たすものであるとして、少額の消費者被害における「消費者の正義へのアクセス」の向上という視点から、当該譲渡に積極的な評価を下していた)。

102 *Cf. Norglen Ltd v Reeds Rains Prudential Ltd* [1999] 2 AC 1 (*per* Lord Hoffman) (弁護士費用の成功報酬合意について、「そのような合意を犯罪と扱うことは・・貧者 (poor people) が法的救済 (legal redress) を得るのを妨げる効果的な方法であった」と述べている)。

103 もちろん現在においても、「脆弱な当事者」として訴訟資金提供を受けた当事者の相手方当事者も認識されている。特に近年、訴訟資金を提供した当事者が敗訴した場合に商業的訴訟資金提供者に相手方勝訴当事者の訴訟費用負担を命ずべきか否かという文脈で、訴訟資金の提供を受けていない被告側の保護が主張されるようになっている。しかしそれは、資金提供を受けていない被告が訴訟の勝敗如何にかかわらず自らの訴訟費用を結果として被ることになれば、たとえ正当な権利を有する被告であってもそれを主張できなくなってしまう可能性があるというものであった。こうした認識は、損害賠償額のつり上げや証拠の隠匿、証人に対する偽証の教唆といった(高橋、前掲註5, 50頁脚註101参照)、旧来 maintenance/champerty が引き起こされてきた問題とは少し異なった視点によるものである。つまり現在では、「脆弱な当事者」として被告側が認識される時も、そうした勝訴時の訴訟費用

害されたが現実的に訴訟することの難しい「弱者」の権利を保護するという役割を担うことが、その役割の理想として認識されるようになっているのである¹⁰⁴。

3. まとめ：民事訴訟が果たすべき「正義」の理想像

このように、maintenance/champerty 法理に関する判例の展開からは、個人間の紛争解決に限定され、できれば避けるべきものとして必ずしも好ましいものとは捉えられていなかった民事訴訟が、次第に弱者の権利を実現する公的な意義を有するものと認識されるようになってきた点が見えてきた。1998年の Thai Trading 判決において Millett 裁判官は¹⁰⁵、次のように述べている：

補償がなければ訴訟で自らの権利の正当性を主張することができない当事者の存在が念頭に置かれているのである。 *Davey v Money* [2019] EWHC 997 at para 80 (Ch) (per Snowden J).

104 Cf. *JEB Recoveries LLP v Binstock* [2015] EWHC 1063 (Ch) at paras 11-12 (先に引いた Neuberger 最高裁長官の講演から、maintenance 法理の背後にある理屈は、法的过程の完全性の保護であり、その主要内容は法の下での平等 (equality before law) であるとする。そして、法の下での平等は、イングランドの法システムの根本的な考えの1つであり、民事訴訟における裁判の中核をなすものだと指摘している)。

105 *Thai Trading Co. v Taylor* [1998] Q.B. 781 at 786 (CA) (被告は原告からベッドを購入し頭金 (deposit) を支払った。しかし、届いたベッドが満足のいくものではなかったので、残りの代金の支払いを拒否。原告は残金を求めて訴訟を提起したが、被告は頭金の返還を求める反訴を提起した。被告の夫はソリシタで、妻が当該訴訟で勝たなければ費用は回収できないとの理解のもと、彼女を代理した。被告は当該反訴について勝訴したが、訴訟費用の算定において、当該夫婦間の報酬合意は成功報酬合意に当たるとして公序良俗に反し無効と判断された。それにより、被告は夫であるソリシタに費用を支払う責任を有さず、したがって原告も訴訟費用の支払い義務はないと判断されたのであった。控訴院は本件について、勝訴しても通常以上の費用以上の回収を目的としない場合には、たとえ敗訴の場合に報酬の一部または全部をなしで済ますとの前提でソリシタが代理していたとしても、それは公序良俗に反するものではないと判示した)。

「[正当な理由なく他人間の紛争に不当に介入することを禁ずるとする maintenance] が記述する文言及び政策には、訴訟は悪であると考えられ、法に訴えることが抑制された古い時代の特質の臭い (redolent of the ethos of an earlier age) がする。正義へのアクセスが、全ての者にとって容易に得られるべき基本的な人権であると考えられている今日、それは我々の耳には奇妙に響く¹⁰⁶。」

旧来民事訴訟は、単に訴訟に現れた当事者間の紛争を解決する手段として認識されていた。それは決闘の延長であり、ともすると強者が弱者を抑圧するための手段ともなりかねない、いわば必要悪と考えられていたのであった。

しかし、司法制度が確立した現在、それは強者による弱者への抑圧を取り除く手段として、より積極的な意義が認識されるようになってきている。権利を侵害されているにもかかわらず資源不足のためにそれを実現できない者に対し、民事訴訟を通じてその権利を実現するようにすること、それこそが「正義へのアクセス」と捉えられている¹⁰⁷。つまり、(少なくとも裁判官の理念としては) そうした「弱者」の権利を実現する場として民事訴訟は観念され、そしてそれこそが民事訴訟が果たすべき「正義」と考えられているのである。

V. 今後の課題

本稿は、他人間の法的紛争に対する第三者の関与に関し、①どのような場面が他人間の民事訴訟に対する関与として想定されるのか、そしてその関与の当不当性を評価する際の考慮要素 (②正当化根拠及び③不当とされる要素) には一体どのような事柄があるのか、という3つの問いを立てた

106 [1998] Q.B. 781 at 786.

107 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 81 (CA) (*per* Hale LJ).

うちの、②について明らかとするものであった。

今後の課題としては、主に①と③に関する検討を進め、他人間の法的紛争に対する第三者の関与に関する総合的な検討を行うとともに、日本法への示唆を得ることであろう。

A. 第三者の「関与」の意味

本稿は、他人間の法的紛争に対する第三者の「関与」に一体どのような事柄が該当するのかという点については、直接に検討するものではなかった。そのため、いかなる事柄がそうした「関与」に該当しうるのかは今後の検討課題である。

しかし、上記イングランド判例の検討からは、こうした「関与」に多くの事柄が含まれうる可能性が見えてきた¹⁰⁸。イングランドで *maintenance/champerty* 法理は、第三者による訴訟資金提供だけでなく、弁護士費用の成功報酬制度や訴訟する権利の譲渡といった、一見異なる文脈の事柄も、訴訟資源の調達方法という枠組みの中で、その議論の対象としていた¹⁰⁹。

108 *Stoczniak Gdanska SA v Latreefers Inc* [2000] CPLR 65 at para 59 (*per* Morritt LJ) (現代の訴訟においては、当該訴訟の名目上の当事者ではない者によって資金提供がなされている場合が多く見られるとし、そうした例として、保険、労働組合、条件付き成功報酬制をあげている)。

109 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 70 (CA) (*per* Chadwick LJ) (「私としては、正義へのアクセスの促進という文脈において、プロボノや条件付き成功報酬合意で役務を提供する弁護士、勝たなければ報酬無しという条件で役務を提供する(会計士や鑑定人、医者といった)専門家、そして現物で提供できるような技能を有せず、そのような技能を有する者の報酬をまかなうために資金提供という形で支援を行う支援者の間に、原理において何らの違いも見いだすことはできない。それぞれの場合においてそうした支援の提供は、それが現物であれ現金であれ、資金のない原告が被告と同じ土俵で対峙することを可能にすることにより、正義へのアクセスを促進するものである(強調付加)」と述べており、訴訟資源の調達方法として、第三者による訴訟資金提供や、弁護士のプロボノそして成功報酬制度が、それぞれ機能的に等価であるとの認識を示していた)。

さらに、上記3つの分野における議論では、主に maintenance/champerty 法理の縮減が正当化される根拠として、ほかの仕組みについても言及がなされていた。公的な法律扶助をはじめ¹¹⁰、訴訟費用保険や責任保険が引き合いに出され¹¹¹、そういった仕組みが認められていることから、同法理の下で問題とされてきた上記3つの仕組みについても正当化が図られていた。さらには、Casehub 判決が示唆するように、「訴訟する権利」の譲渡は、団体訴訟類似の機能を果たしうる可能性までも持っている¹¹²。

Maintenance/champerty 法理に関するイングランド判例の議論からは、こうした各種の訴訟資源の調達方法が、他人間の法的紛争に対する第三者の「関与」として、連続的に捉えられる可能性が見えてきた。今後、こうした訴訟資源調達方法の機能的な連続性についても検討していきたい。

110 *Sibthorpe v Southwark London Borough Council (Law Society intervening)* [2011] EWCA Civ 25 at para 49 (*per* Lord Neuberger MR); *Hamilton v Al-Fayed (No2)* [2002] EWCA Civ 665 (CA) (*per* Hale LJ); *Baker v Jones* [1954] 1 WLR 1005 at 1011 (QBD) (*per* Lynskey J); see also Law Commission, *Proposals for Reform of the Law Relating to Maintenance and Champerty* at para 14 (1966).

111 *Sibthorpe v Southwark London Borough Council (Law Society intervening)* [2011] EWCA Civ 25 at para 48 (*per* Lord Neuberger MR) (事後的訴訟費用保険 (ATE)); *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para 83 (CA) (*per* Hale LJ) (訴訟費用保険); *Trendtex Trading Corp v Credit Suisse* [1982] AC 679 at 703 (HL) (*per* Lord Roskill) (保険); *Trendtex Trading Corp v Credit Suisse* [1980] QB 629 at 655-56 (CA) (保険); *Baker v Jones* [1954] 1 WLR 1005 at 1011 (QBD) (*per* Lynskey J) (責任保険); *British Cash and Parcel Conveyors Ltd v Lamson Store Service Co Ltd* [1908] 1 KB 1006 at 1012 (*per* Cozens-Hardy MR); [1908] 1 KB 1006 at 1014-15 (*per* Fletcher Moulton LJ) (各種責任保険); Law Commission, *supra* note 110, at para 13 (第三者責任保険).

112 *Casehub Ltd v Wolf Cola Ltd* [2017] EWHC 1169 (Ch) (当該事案については、高橋、前掲註5、82-87頁参照)。団体に加わるためには積極的に権利の譲渡を行う必要があるため、いわゆる「オプト・イン (opt-in)」型の団体訴訟に類似する可能性がある。この点については改めて検討できればと考えている。

B. 第三者の関与を「不当」とする要素

また本稿は、他人間の紛争に対する第三者の関与を「正当化」する事由について検討したため、反対に「不当」とする要素の分析はできなかった。第三者の関与を不当とする要素については、今後の検討課題としたい。

しかし、今回の研究は、そうした検討課題に対しても、いくつかの足がかりを提供しているように思われる。

1つめに、現実における「力の差」というものが、第三者の関与を「不当」と評価する要素となりうるのではないかという点である。Maintenance/champerty 法理の目的は「脆弱な当事者の保護」であるとされていた。そこでいう「脆弱な当事者」とは一体誰なのか、訴訟を支援する第三者、弁護士代理の有無、そして原告、被告という、訴訟に関係する各プレイヤーの現実における力の非対称性を前提として、その議論が展開されていた¹¹³。支援を受けなければ権利を実現できない原告、有力者によって支援を受けた相手方と対峙せざるを得ない被告など、こうしたプレイヤー間の実質的な「力の差」を手がかりとすることで、第三者の関与を「不当」と評価する要素についても見えてくる可能性がある。

また2つめとして、上記で分析してきた近年の判例のうち、maintenance/champertyによって当事者間の合意が無効とされていた Simpson 判決も、

113 *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 at para (CA) (*per* Simon Brown LJ) (Simon Brown 裁判官は、当事者間の「不公正 (“inequitable”)」を、当該事件に関し「公平な競技場 (公平な立場) (“playing field)”)」に反した不公平と見なしているかであると表現していた) ; [2002] EWCA Civ665 at paras 65–66 (*per* Chadwick LJ) (*supra* note 294–296) (Chadwick 裁判官は、民事訴訟における「武器対等 (“equality of arms”)」や「対等な立ち位置 (“equal footing)”)」の必要性を考慮していた) ; *Casehub Ltd v Wolf Cola Ltd* [2017] EWHC 1169 at para 28 (Ch) (消費者個人の請求権があまりにも小さい場合、個人での訴訟は時間や費用の面で実際上不可能であり、本件のような譲渡を認めることで被告が防御に要する費用は各消費者が少額の請求を行うための費用よりも大きなものとなるけれども、それは被告と消費者との間にある資源の不平等を埋め合わせる役割を果たすものだ、としていた)。

第三者の関与を「不当」と評価する要素の検討において、足がかりを提供するように思われる。現在においても、maintenance/champerty 法理によって、人身損害に関する不法行為訴訟を提起する権利の譲渡は否定的に捉えられており¹¹⁴、実際に Simpson 判決も、結論としてそこでの譲渡を認めなかった¹¹⁵。同判決では「病院に対するキャンペーン」という「動機」に着目して譲渡の不当性を指摘していたが¹¹⁶、こうした点を詳細に検討することで、第三者の関与を「不当」と評価する具体的な要素が見えてくるようにも思われる¹¹⁷。

114 *Trendtex Trading Corp v Credit Suisse* [1980] QB 629 (CA) (per Lord Denning MR); *Giles v Thompson* [1993] 3 All ER 321 (CA) at 332 (per Steyn LJ).

115 *Simpson v Norfolk & Norwich University Hospital NHS Trust* [2011] EWCA Civ 1149.

116 一方で、相手方を破産に追い込むためになされた金銭債務の譲渡について、そうした譲渡の動機は譲渡の有効性判断に関係が無いと示唆した判決がある。Cf. *Fitzroy v Cave* [1905] 2 KB 364 at 370 (CA) (per Collins MR). その一方で、近年の「訴訟する権利」の譲渡に関する判例では、譲渡の動機を問題とする場面が見られる。*Simpson v Norfolk & Norwich University Hospital NHS Trust* [2011] EWCA Civ 1149; [2012] QB 640 (CA) (per Moore-Bick LJ) (当該事案については、高橋、前掲註 5, 78頁以下参照) (当該「訴訟する権利」の譲渡について、その主要な目的は、法的救済を得ることではなく病院に対するキャンペーンという全く別の目的であった旨指摘していた)。Cf. *Hamilton v Al-Fayed (No 2)* [2002] EWCA Civ 665 (CA) (per Hale LJ) (純粋訴訟資金提供者に対する訴訟費用命令の可否に関し、当該訴訟が抑圧や悪意に基づく場合、そして他の隠れた動機 (ulterior motive) による場合には、命令を出さないことが例外的に不公正になり得ると指摘している); *Gulf Azov Shipping Co Ltd v Idisi* [2004] EWCA Civ 292 at para 54 (per Lord Phillips MR) (純粋資金提供者の「純粋 (pure)」について、それは隠れた動機 (ulterior motive) なく当事者を支援する者と、訴訟の結果に個人的な利害を有するために支援する者とを区別するための概念であると指摘している); cf. *Spring Communications Co v APCC Services, Inc* 554 U.S. 269 at 292 (2008) (譲渡が不誠実 (bad faith) になされた場合には、そうではない譲渡の場合とは異なる扱いがなされる可能性を示していた)。動機が「訴訟する権利」の譲渡の有効性にどのように関係するのかについては、今後の検討課題としたい。

C. 日本法への示唆

先に述べたように、本稿は他人間の民事訴訟に対する第三者の関与の不当性を評価する際の考慮要素のうち、正当化要素の方に焦点を当て、不当とする要素については検討していない。そのため、本稿の冒頭に掲げた福岡高裁判決の妥当性について総合的に評価できるものではない。

しかし以上の考察では、イングランドでは、権利を有するが訴訟資源に乏しい原告の救済を優先課題とし、そういった原告が弁護士を得る必要性から、総合的な訴訟資源調達方法に対する着目のもと、他人間の民事訴訟に対する第三者の関与について寛容な態度が示されるようになってきていることが見えてきた。こうした状況は日本に対しても大きな示唆を与えるものであろう¹¹⁸。

もちろん、イングランドと日本の状況の違いについては、十分注意しな

117 損害保険においては、代位を通じ、いわば不法行為に関する損害賠償請求権の譲渡が認められるように思われる一方で (*Trendtex Trading Corp v Credit Suisse* [1982] AC 679 at 703 (HL) (*per* Lord Roskill)), なぜ第三者への譲渡は認められないのだろうか。人身損害に関する不法行為訴訟を提起する権利の譲渡が、果たして不当といえるのかについては、改めて検討する必要があるだろう。特に Simpson 判決の理由付けは、不法行為法の目的という観点から見た場合に、対立した考え方を組み込んでいるようにも思われる。この点に関する疑問については、以前の口頭報告 (高橋, 前掲註 5, 31頁脚註16参照) で指摘したところである。今後さらなる分析を行い、論文の形で公表できればと考えている。

118 日本における訴訟信託の禁止については、濫訴健訟の防止が立法理由としてあげられる場合がある (岡伸浩「訴訟信託の禁止に関する考察」『信託法制の展望』468-469頁 (新井誠・神田秀樹・木南敦編 2011年)。もしも訴訟信託の禁止が、「根拠を有する請求」の提起をも妨げるのであれば、他人間の民事訴訟に対する第三者の関与に関するイングランドの判例に示された考えとは異なる民事訴訟観を持っている可能性がある。(本稿の冒頭であげた福岡高裁判決 (福岡高判平成29年2月16日判タ1437号105頁) では、被告側の過失は認定されており、請求としては根拠のあるものであった (高橋, 前掲註 5, 29頁脚註12参照。)) 加えて、濫訴健訟というところの「濫訴」に「根拠を有する請求」も含まれるのであれば、日本の濫訴観はイングランドとは異なっている可能性も出てくる。

なければならない。弁護士に関しても、イングランドではバリスタとソリシタという区別がある。また、弁護士費用に関しても、イングランドは敗訴者負担制度を採っており、当事者負担が原則の日本とは異なる¹¹⁹。こうした点も含め、同じような民事訴訟を提起する場合にかかる費用は、日英で異なるだろう。イングランドの（弁護士費用を含む）訴訟費用は大変高いとも言われており¹²⁰、そうした実態を踏まえ、同国の状況を見る必要がある。

しかし、一般の人にとって民事訴訟を提起する費用が安くないということは、日本においても変わらないのではないだろうか¹²¹。公的な法律扶助が脆弱であるとも指摘されてきた日本にとって¹²²、訴訟資源調達方法に対

119 Christopher Hodges, Stefan Vogenauer & Magdalena Tulibacka *The Oxford Study on Costs and Funding of Civil Litigation in Costs & Funding of Civil Litigation: A Comparative Perspective* at 17–20 (Christopher Hodges, Stefan Vogenauer & Magdalena Tulibacka eds., 2010)；我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』230–237頁（東京都立大学出版会 2003年）参照。

120 *Willis v Nicolson* [2007] EWCA Civ 199 at para 18 (*per* Buxton LJ)（「イングランドおよびウェールズにおける民事訴訟の費用がとても高いことが、特定の事案の当事者にとってだけでなく、訴訟システム全体にとっての懸念事項となっている」）。

121 少なくとも一般には、訴訟に多くの費用がかかるとの認識があるだろう。太田勝造「市民から見た弁護士費用」LIBRA（2008年12月号）2–7頁参考（社会調査の結果として、圧倒的多数の人が、裁判には費用がたくさんかかるとのイメージを持っているとして）。

122 たとえば、大石哲夫「民事法律扶助の受給資格と利用者の負担をめぐって—日本型リーガルエイドの特質と改善課題—」総合法律支援論叢第4号105頁（2014年）；打越さく良「司法制度改革と法テラス—民事法律扶助に着目して—」総合法律支援論叢第3号97頁（2013年）。2000年の民事法律扶助法、2004年の総合法律支援法などの改革以前には、特に脆弱性が指摘されてきた。長谷部由紀子『変革の中の民事裁判』45–47頁（東京大学出版会 1998年）；Ikuo Sugawara & Eri Osaka, *Costs of Litigation in Japan*, in *supra* note 119, at 383.

123 実際に日本でも近年、訴訟資源調達方法に対する関心から、「権利保護保険」が注目されるようになってきている。たとえば、LAC研究会編『権利保護保険のすべて』（商事法務 2017年）参照。

する総合的な視点に基づき¹²³、「正義へのアクセス」という考慮要素から他人間の紛争に対する第三者の関与を認めるようになっているイングランドの議論は、訴訟信託の禁止法理に限定されない示唆を与えるものである。

VI. おわりに

本稿では、他人間の法的紛争に対する第三者の関与を正当化する事由は何かについて、イングランドの maintenance/champerty 法理に関する判例の現代的展開から考察を行った。同法理は、訴訟に関わるプレーヤー間の現実における力関係を前提に、民事訴訟がその役割を果たすため変容が加えられてきた。現代においては、権利を有する者がそれを民事訴訟によって実現することは人権的側面があると捉えられている。けれども実際には、権利を有しているけれども法的代理を得ることができず、訴訟を提起できない人たちがいる。そうした現状認識の下、イングランドでは、理想とされる公的な資源調達方法が削減される中、訴訟資源調達方法に対する総合的な視点から、いわばセカンド・ベストの選択として、「正義へのアクセス」が正当化事由となり、第三者の関与が広く認められるようになってきたのであった。

※本稿は、公益財団法人民事紛争処理基金による研究助成を受けて執筆したものである。